

事業主の皆様へ

助成金申請支援サービスに ご注意ください！

社労士でない者の助成金の申請支援サービスによって
事業主の皆様が不正受給等の法違反を問われたり
詐欺被害に遭遇してしまうケースが発生しています。

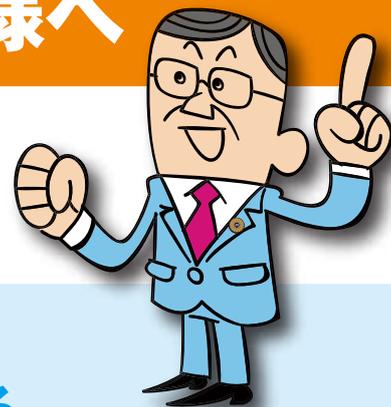
事業主の皆様、助成金の申請は、
社労士へお任せください。

ご相談
ください。



支えます！職場の安心、企業の未来～社労士～
全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

労働社会保険諸法令に基づく助成金の活用をお考えの事業主の皆様へ



助成金の活用にあたって知っておきたいポイント

ポイント
1

企業の雇用の実態が助成金の支給要件に合っているか確認する。

ポイント
2

将来の人事設計など長期的な経営の見通しに照らして活用する。

ポイント
3

労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は社労士の業務です。



社労士にお任せください！

労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請などは国家資格者であり、幅広い知識と情報を有する社労士または社労士法人にお任せください。

～ご注意ください！～

労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は、社労士法により社労士の業務と定められており、社労士又は社労士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、それらの業務を業として行ってはいけません。

※ただし、他の法律に別段の定めがある場合においては、この限りではありません。

この法律に違反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

◎社労士への相談・業務依頼をしたいときは…

全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、全国社会保険労務士会連合会ホームページの「社労士会リスト」をご覧ください。

社労士会

検索

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/joseikin/>

支えます！職場の安心、企業の未来～社労士～
全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS ASSOCIATIONS

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館
TEL.03-6225-4864 (代)